

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		年 月 日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市南区上鳥羽鉾立町11番地3		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 京都市公営企業管理者上下水道局長 吉川 雅則			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	826 台	63 台	40 台	861 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	115 台	3 台	3 台	130 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	89.35	キログラム	87.05	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0.615	キログラム	0.2	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	各所属で所有する第一種特定製品の一覧を作成のうえ、担当者が随時、情報を更新し、適切に管理している。			
	廃棄時	第一種特定製品の廃棄時、適切に回収を依頼するだけでなく、点検記録簿の保管など、所属においてルールを定め、運用している。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	第一種特定製品について、簡易点検や定期点検とは別に日頃から点検を実施し、機器に異常がないかを確認している。			
	廃棄時	冷媒用代替フロン使用製品を適切に廃棄するため、第一種特定製品の廃棄時と家庭用エアコンの廃棄時に遵守すべき項目等を所属において共有した。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	第一種特定製品を更新する際には、地球温暖化係数の低い冷媒を使用した製品を導入するよう努める。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。